

○松本市ごみ収集業務のあり方検討会議設置要綱

平成29年2月28日

告示第24号

(目的)

第1条 この要綱は、公衆衛生の維持・向上を図り、市民との協働によるごみの減量とリサイクルの推進を目的として、本市におけるごみ収集業務の検証を行い、今後のあり方について検討するため、松本市ごみ収集業務のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 家庭系ごみの収集業務のあり方に関すること。
- (2) ごみ等集積施設の設置基準に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 町会連合会代表
- (2) 環境衛生協議会連合会代表
- (3) 清掃業務（ごみ）研究会代表
- (4) 中信リサイクル事業協同組合代表
- (5) 集合住宅等管理者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(会長)

第5条 検討会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、環境エネルギー部資源循環推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年2月28日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第191号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月18日告示第114号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。